

平成 2 0 年 3 月 4 日開会

平成 2 0 年 3 月 2 1 日閉会

平成 2 0 年 3 月
第 1 回定例会会議録
(第 1 日 3 月 4 日)

小豆島町議会

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 2 0 年 3 月 4 日 (火)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 0 年 3 月 4 日 (火曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 0 年 3 月 2 1 日 (金曜日) 午後 1 時 4 4 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	3月4日	3月5日	3月18日	3月19日	3月21日
1	秋長正幸					
2	藤本傳夫					
3	森口久士					
4	森 崇					
5	谷 清					
6	新名教男					
7	安井信之					
8	井上喜代文					
9	山中 彰	×	×			
10	植松勝太郎				×	
11	渡辺 慧					
12	新茶善昭					
13	藤井源詞					
14	村上久美					
15	鍋谷真由美					
16	中江 正					
17	浜口 勇					
18	中村勝利					

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
町 長	坂 下 一 朗					
副 町 長	吉 岡 忠 昭					
教 育 長	明 田 隆 雄					
総 務 課 長	竹 内 章 介					
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行					
税 務 課 長	三 木 忠 臣					
住 民 福 祉 課 長	合 内 昭 次					
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志					
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男					
商 工 観 光 課 長	松 本 篤					
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司					
建 設 課 長	池 上 恵					
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治					
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫					
会 計 管 理 者	松 下 智					
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志					
社 会 教 育 課 長	岡 秀 安					
水 道 課 長	堀 田 俊 二					
介護老人保健施設事務長	荘 野 守					
病 院 事 務 長	棟 保 博					

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別 紙 の と お り

平成20年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成20年3月4日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告・調査中間報告について
- 第4 町長施政方針
- 第5 報告第1号. 専決処分の報告について(改良住宅等改善事業に係る工事請負変更契約の締結について) (町長提出)
- 第6 議案第1号. 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第7 議案第2号. 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について(町長提出)
- 第8 議案第3号. 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第9 議案第4号. 小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第5号. 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第6号. 小豆島町心身障害者小規模通所作業所条例を廃止する条例について (町長提出)
- 第12 議案第7号. 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第8号. 小豆島町後期高齢者医療に関する条例について (町長提出)
- 第14 議案第9号. 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)

- 第15 議案第10号 . 小豆島町中小企業融資条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第16 議案第11号 . 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について (町長提出)
- 第17 議案第12号 . 土庄町小豆島町環境衛生組合の財産処分について (町長提出)
- 第18 議案第13号 . 平成20年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第19 議案第14号 . 平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
(町長提出)
- 第20 議案第15号 . 平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
(町長提出)
- 第21 議案第16号 . 平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計予算 (町長提出)
- 第22 議案第17号 . 平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
(町長提出)
- 第23 議案第18号 . 平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第24 議案第19号 . 平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
(町長提出)
- 第25 議案第20号 . 平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
(町長提出)
- 第26 議案第21号 . 平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算 (町長提出)
- 第27 議案第22号 . 平成20年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)
- 第28 議案第23号 . 平成20年度小豆島町病院事業会計予算 (町長提出)
- 第29 議案第24号 . 平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算
(町長提出)
- 第30 発議第1号 . 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(議員提出)

開会 午前9時31分

議長(中村勝利君) おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

平成20年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように平成20年度における町行政の基本であります町長の施政方針を初め、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月25日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

次に、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会3月定例会が開催されるに当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

我が国の経済は、原油価格の高騰や金融市場の混乱によりまして不透明感を増しております。地域経済につきましても住民生活が好転してきたという感触がなく、厳しい状況が続いております。また、少子化、人口減少という地域の活力にとって暗い影を落とす状況は続いており、新しい視点からの地域づくりの必要性が強まっております。昨年末に策定いたしました総合計画を基本に夢のある地域社会再建に向けた行政運営に取り組んでいきたいと考えております。そのような中、本年はオリーブが当地に根づいて100年というメモリアルイヤーとなっており、このことを起爆剤として地域振興に取り組みたいと考えております。

本定例会は、平成20年度の予算を決定する大事な議会でありますとともに、保険制度改正に伴います条例制定や改正を含めた条例案件が10件、その他の予算案件も含めまして24件の議案の審議をお願いすることとなっております。また、後日補正予算など追加議案も予定いたしております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 遅刻届出議員は9番山中議員です。ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の平成20年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、12月以降2月24日までの主要事項に関する報告

及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書2件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、8番井上喜代文議員と、さきの議会運営委員会において山中議員を指名しましたが、まだ出席しておりませんので、会議規則第118条の規定により新たに会議録署名議員として10番植松勝太郎議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり本会議は本日と5日、18日、19日及び21日とし、会期は本日から21日までの18日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から21日までの18日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告・調査中間報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告・調査中間報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告をお願いします。

初めに、総務常任委員長から報告を求めます。井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。総務常任委員会委員長井上喜代文。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により調査の結果を次



のとおり報告します。記。

1．調査案件。

議員定数について。

庁舎問題について。

2．調査の経過。平成20年1月17日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3．調査の結果。

担当課より、県下の状況の説明を願い、出席委員、傍聴議員の現在の考え方を聞き、今後どのように進めるか協議した。次回の委員会開催前までに各地域、団体での意見を集約し、再度協議することにした。また、議員全員での協議が必要であるとの意見も出た。

担当課より、保険福祉部門機構改革に伴う執務場所の説明を願い、執行部案に了承した。南館N T Tの建物については、調査問題の方向が定まるまで借りておくべきとの意見が多かった。

本庁舎位置についても出席委員、傍聴議員の意見を聞き、今後どのように進めるか特別委員会の設置も含め、引き続き検討することになった。以上、報告いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により調査の結果を次のとおり報告します。記。

1．調査案件。国民健康保険税率の改正について。

2．調査の経過。平成20年2月12日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3．調査の結果。

1) 制度改正により負担がふえているが、元気な老人がふえるよう住民の意識改革、施策に努められたい。

2) 広域的な後期高齢者医療制度が施行されようとする中、医療費と国民健康保険税

(料)の関係で、我が町と県内他市町との間でずれが生じている。県下の国民健康保険税(料)の調査研究を行ってほしい。以上、意見を出しました。

議長(中村勝利君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑がないようですから質疑を終わります。

訂正をお願いします。報告書は委員長山中彰となっておりますが、副委員長藤井源詞と訂正をお願いします。

次に、交通問題特別委員会で調査された案件について、副委員長の報告を求めます。藤井副委員長。

交通問題特別副委員長(藤井源詞君) 小豆島町議会議長中村勝利殿。交通問題特別委員会副委員長藤井源詞。

調査中間報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により調査の結果を次のとおり報告します。記。

1. 調査案件。航路を道路として認定し、道路特定財源を適用する意見書について。

2. 調査の経過。平成20年2月7日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3. 調査の結果。

12月議会運営委員会で委員会にて検討することになった「すべての航路を道路として認定し、道路特定財源の有効活用で、航路を確保し、瀬戸内海全島の生活・経済の発展を求める意見書」について、担当課より離島航路の現状について説明を願い、意見書提出につき協議を行った。

香川県議会で意見書提出の動きもあり、効果を大きくするには県下他町への広がりが必要であることから、県議会の動向を見て意見書提出の検討をする結論に至ったことを報告します。以上です。

議長(中村勝利君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑がないようですから質疑を終わります。

これで所管事務調査報告・調査中間報告を終わります。

~~~~~

日程第4 町長施政方針

議長（中村勝利君） 次に、日程第4、町長施政方針を議題とします。

町長から平成20年度の施政方針を伺います。町長。

町長（坂下一朗君） 平成20年3月議会定例会の開催に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を述べますとともに、平成20年度の施策につきましてご説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時20分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

町長（坂下一朗君） それでは、施政方針を続けて述べさせていただきます。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（中村勝利君） ただいま町長から平成20年度の施政に関する所信要旨が述べられましたが、所信要旨に対する質問は3月18日、19日に一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時59分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

議長（中村勝利君） 次に、日程第5、報告第1号専決処分の報告についての報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第1号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成19年10月25日開催の小豆島町議会第2回臨時会におきまして、議決をいただきました改良住宅等改善事業にかかわる工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第2項の規定により報告をするものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

す。

本工事、橘地区改良住宅E、F。耐震並びに外壁改修等工事の契約につきましては、町長の説明にもありましたように、平成19年10月25日開催の小豆島町議会第2回臨時議会においてご議決をいただきまして、有限会社壺井工務店との間で議案書2ページ、3の契約の金額、変更前として記載しております6,090万円で請負契約を締結しておりましたが、工事内容の変更に伴い231万6,300円の増額変更契約を行う必要が生じたものであります。

工事内容の主たる変更についてであります。E、F棟の外壁の爆裂等の補修箇所は当初設計時でありますけれども、地上から目視によるものであり、足場を組み、ハンマー等で確認した結果、補修箇所が436個から972カ所ということで536カ所の増となったものであります。

以上のことから、231万6,300円を増額し、契約の金額変更後6,321万6,300円とし、平成20年1月23日付で町長の専決処分としたものでございます。

以上、簡単であります。改良住宅等改善事業にかかわる工事請負変更契約の専決処分の報告についてのご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 6 | 議案第 1号 | 小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 5号 | 小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 6号 | 小豆島町心身障害者小規模通所作業所条例を廃止する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 7号 | 小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 8号 | 小豆島町後期高齢者医療に関する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 9号 | 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について |

- 日程第15 議案第10号 小豆島町中小企業金融条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更について
- 日程第17 議案第12号 土庄町小豆島町環境衛生組合の財産処分について
- 日程第18 議案第13号 平成20年度小豆島町一般会計予算
- 日程第19 議案第14号 平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成20年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第23号 平成20年度小豆島町病院事業会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第30 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第6、議案第1号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第30、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第6、議案第1号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第30、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでを一括上程とします。

それでは、議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第6、議案第1号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第1号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町集中改革プランに基づく行財政改革の一環として、短時間の会議等における委員等の日額報酬を減額し、より幅広い住民参画、特に女性の参画を推進するものであります。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第1号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

3ページの改正別表にございますように、日額で定めております報酬につきまして3時間以内の会議等を別途規定しようとするものでございます。費用弁償を含む報酬額を4千円と定めるものでございます。

具体的にはそこにありますように、選挙管理委員会補充員、固定資産評価審査委員会委員、国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、体育指導委員並びに民生委員推薦会委員の日額で定めております報酬につき減額のただし書きをつけるものでございます。町長から説明がありましたように、単に経費を削減するのではなく、これによりまして幅広い住民参加、特に女性の参画を推進しようとするものでございます。施行は本年4月1日です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第2号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第2号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設に伴い、事業を円滑に進めるため後期高齢者医療事業特別会計を設けようとするものであります。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第2号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の7ページを開いていただきたいと思います。

この条例の一部改正は、健康保険法の一部を改正する法律に基づく医療制度改革により

まして平成20年度からスタートします後期高齢者医療制度の創設に伴い、財政運営などの事業は香川県後期高齢者医療広域連合が実施し、各種申請や届け出の受け付け、保険料の徴収などの窓口業務は市町で行うため、後期高齢者医療事業特別会計を設置するものであります。

新旧対照表を開いてください。

改正の内容としましては、第1条に第5号の次に第6号として「後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業」を加えて6号から8号までを1号ずつ繰り下げる規定でございます。これは地方自治法第209号の2の規定に基づき後期高齢者医療事業特別会計を追加し、全部で10の特別会計を設けるものでございます。この条例の施行は、平成20年4月1日からとします。以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第3号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第3号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

改正点といたしましては、これまでの償還給付から現物給付に変更するもので、これにかかわる審査、支払い業務については社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託する改正その他でございます。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第3号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の9ページを開いていただきたいと思えます。

この条例の一部改正は、香川県の新たな財政再建方策、これに基づきまして福祉医療制度における香川県乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱が見直されました。これに伴い、全県下併用のレセプトによる現物給付を導入することになりました。これに伴い、小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例についても改正をするものであります。

新旧対照表を見ていただきたいと思えます。

一部改正の内容としましては、第2条第5項の次に6項として「この条例において「保

険医療機関等」とは社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう」を加えます。

第2条では、第5条の改正により新たに保険医療機関にかかわる定義を追加しております。

その次、第4条中の「助成対象者が」を「助成対象者に対し」に改め、「保険給付につき」及び「を支払った場合において、当該支払い額」を削ります。

第4条では、助成対象を一部負担金を支払った場合においてと償還給付を対象にしていますが、今回現物給付化に伴い、対象経費については支給方法は問わないこととしました。

次に、第5条第1項中「前条の助成は規則で定めるところにより」を「町長は前条に定める助成すべき額を当該助成対象者にかわり当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、助成対象者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は」に改め、「行う」を「助成する」に改め、同項ただし書きを削り同項の次に次の1項を加えます。「町長は前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする」を加え、同条第2項とします。

改正前の同条第2項中の前項を第1項ただし書きに改め、同条第3項とします。

第5条では、助成方法について今まで償還給付を原則としていたが、今回の現物給付化に伴い、原則として現物給付、償還給付はただし書きとしました。また、第2項で第1項に規定する現物給付に係る審査支払業務については社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合に委託するものとしたしました。

附則としましては、この条例は平成20年8月1日から施行します。

経過措置として、2として平成20年8月1日以前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例によるでございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第4号小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第4号小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県母子家庭等医療費支給事業県費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例を改正

しようとするものであります。

改正点といたしましては、町民税非課税世帯の方は従来どおり自己負担を求めませんが、その他の方については一部自己負担をお願いするものでございます。そのほか、条文の整備がございます。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第4号小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案12ページをお開きください。

この条例の一部改正も香川県の新たな財政再建方策に伴い、福祉医療制度における香川県母子家庭等医療費支給事業県費補助金交付要綱が見直されております。内容としましては、市町村民税非課税世帯の者は従来どおり自己負担は求めませんが、その他の者については外来1レセプト500円、入院1レセプト千円の負担を求めることとして婚姻をしていない姉等について20歳以上とする年齢制限を削減しました。支給の適用順位としましては、重度心身障害者医療費を先順として、残りを母子家庭等医療費で支給することになりました。これに伴い、小豆島町母子家庭等医療費助成に関する条例についても改正をするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第2条第1項第5号中の「20歳以上の」を削ります。あとの改正部分は引用条文の上級法の学校教育法の条項の改正に伴う置きかえをするものでございます。

第2条では、婚姻をしてない姉等について20歳以上とする年齢制限を削りました。これによりまして、18歳まで支給されそれ以後の19歳の人も支給されるようになります。

第3条第1項中の「又は老人保健法（昭和57年法律第80号）」を削り、同項第2項中第3号を削る。あとは号ずれの改正でございます。

第3条では、第1項で老人保健法高齢者の医療の確保に関する法律、これに改め、施行規則で新たに追加規定をするため削除しております。また、第2項では、重心医療費の支給を先順位として残りの負担額を母子医療費で支給するため、重心支給対象者を母子支給対象外とする規定を削除しております。

次に、第5条第1項中「老人保健法」を削除し「法令」を「法令等」に改め、重度心身障害者医療費支給に関する条例の優先順位を条文化するとともに、支給対象者から一部負担金として診療報酬明細書ごとに第1号で入院の場合は千円、第2号で入院外の場合は

500円の負担をしていただく改正でございます。また、第3項におきましては、受給資格者が市町村民税の非課税の世帯については自己負担を求めない旨の規定を追加条文しております。第4項では、この世帯の課税、非課税を判断する際の世帯の考え方に係る規定の追加条文でございます。

附則でございますが、1としてこの条例は平成20年8月1日から施行します。ただし、老人保健法の関係は後期高齢者医療制度に移行するため平成20年4月1日から施行いたします。

2としまして、平成20年8月1日前に受けた医療に係る母子家庭等医療費の支給は従前の例により支給する規定であります。以上、簡単でございますが小豆島町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第5号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第5号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

改正点といたしましては、町民税非課税世帯の方及び更生医療や育成医療といった自立支援医療の方は従来どおり自己負担を求めませんが、その他の方については一部自己負担をお願いするものでございます。また、町単独事業で行っておりました身体障害者手帳4級該当者及び療育手帳による障害の程度がBの方に対する医療費支給については廃止し、経過措置としてこれまでの有資格者及びことし7月までに認定された方は3年間支給を継続しようとするものであります。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第5号小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案18ページをお開きください。

この条例の一部改正についても香川県の新たな財政再建方策に伴い福祉医療制度における香川県重度心身障害者等医療費支給事業県費補助金交付要綱が見直され、市町村民税非課税世帯の者は従来どおり自己負担は求めませんが、その他の者については外来1レセプ

ト千円、入院1レセプト2千円の負担を求めることとしております。

新たな制度の対象となる者は65歳未満で重度心身障害者になった者とします。また、町単独事業として実施してきた身障4級、療育手帳Bの者は平成20年8月1日以降は新規申請の受け付けはせず、3年間、平成23年7月31日までの経過措置を設け、経過措置終了後は町単独事業を廃止することとしました。また、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度の改正に伴い老人保健法が削除されました。これに伴い小豆島町重度心身障害者医療費助成に関する条例についても改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

第2条には、重度心身障害者等の定義を規定し、ただし書きで平成20年8月1日以降当該者となる者は心身障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳を受けたときの年齢が65歳未満である者に限ることを加え、経過措置終了後、町単独事業を廃止する関係から、第1号は障害者手帳の障害の程度から4級を削除し、第2号は療育手帳の障害の程度からBを削るものであります。

第3条第1項では、後期高齢者医療制度が平成20年4月1日から施行されることに伴い、老人保健法を後期高齢者の医療の確保に関する法律に改め、施行規則で新たに追加規定をするため削除し、また町単独事業については、平成20年8月1日以降新規申請の受け付けはせず、3年間の経過措置終了後は事業を廃止するためにただし書きを削除し、第2項は重心医療費の支給を先順として、残りの負担額を母子医療で支給することとするため、母子医療の支給対象者を重心支給対象者外とする規定を削除し、号ずれを改正するものであります。

第5条第1項では、後期高齢者医療制度の改正に伴う老人保健法を削除します。あとは軽微な字句改正及び支給対象負担金から保険医療機関の診療報酬明細書ごとに第1号で入院の場合は2千円、第2号で入院外の場合は千円の負担をしていただく追加条例であります。

同条第3項は、町単独事業の条項であるため削除します。後ほど附則において経過措置も含め規定しております。

同条第3項では、市町村民税非課税世帯対象者及び更生医療、育成医療対象者に関しては自己負担を求めない旨の規定であり、第4項では世帯の課税、非課税を判断する際の世帯の考え方に係る規定を追加しております。

附則としましては、この条例は平成20年8月1日から施行します。ただし、老人保健法との関係は後期高齢者医療制度に移行するため平成20年4月1日からとします。

2としまして、平成20年4月1日以前に受けた医療に関する重度心身障害者等医療費の支給は従前どおりであります。

3としまして、町単独事業の廃止に伴い平成23年7月31日まで経過措置を設けることを規定しております。以上、簡単ではございますが小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正の説明を終わります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第6号小豆島町心身障害者小規模通所作業所条例を廃止する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第6号小豆島町心身障害者小規模通所作業所条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

心身障害者の生活指導、作業指導等自立に必要な訓練を行うとともに、作業を提供し地域社会での生活自立を促進するため設置しております心身障害者通所作業所あすなろの家につきましては、間もなく香川県から認証が予定されているNPO法人あすなろの家に譲渡し、継続して運営していくことになりましたので、本条例を廃止しようとするものであります。詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第6号小豆島町心身障害者小規模通所作業所条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案の25ページをお開きください。

提案理由としましては、小規模通所作業所あすなろの家は昭和57年12月15日に心身障害者の生活指導、作業指導、自立に必要な訓練とそれと作業を提供して、地域社会で障害者が日常生活の自立ができることを目的として設立され、今日まで活動を続けてまいりました。しかし、平成18年度から施行されました障害者自立支援法により、小規模通所作業所は事業運営形態を就労支援継続支援事業B型に移行せざるを得なくなりました。そこで、特定非営利法人の資格を取り、平成20年4月からNPO法人あすなろの家として運営していくことになりましたので、本条例を廃止するものであります。

小豆島町心身障害者小規模通所作業所条例を廃止する条例。小豆島町心身障害者小規模通所作業所条例（平成18年小豆島町条例第108号）を廃止する。附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行します。以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第7号小豆島町国民健康保険条例の一部を改

正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第7号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険法の改正に伴いまして、2割の自己負担である3歳児未満の年齢制限が小学校就学前までに引き上げられ、70歳から74歳までの被保険者の自己負担が変更されますとともに、葬祭費の給付額が変更となりますので、本条例を改正しようとするものであります。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第7号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案26ページをお願いいたします。

この条例の一部改正は、健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行によりまして、国民健康保険法の一部改正が行われるために小豆島町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正の要点としましては、先ほど町長の方から説明もありましたように、乳幼児に対する患者負担の軽減、これが2割負担の部分ですけど、対象者を3歳未満から義務教育就学前まで拡大いたします。それと、70歳から74歳までの高齢者で現役並みの所得のある人を除いた患者負担を1割から2割に引き上げることにします。

また、社会保険法各法及び高齢者、後期高齢者医療制度にも含めたほとんどの葬祭費が3万円から5万円に引き上げられますので、この部分についても改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

第4条第1項では療養の給付を受ける被保険者の一部負担金を第1号で「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改め、第2号では「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、第3条は「10分の1」を「10分の2」に改めます。また、同項の第4号では国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）を第42条第1項第4号の規定に適用される者である場合10分の3に改めます。

これによりまして、義務教育就学前は2割、6歳に達する日以後最初の3月31日以後70歳に達する日の属する月以前の場合は3割、70歳以上74歳未満は2割または現役並みの

所得のある場合は3割に規定します。ただし、70歳以上74歳未満の被保険者については、平成20年度に限り国が一部負担金の一部に相当する額、1割分を臨時特例措置として負担することになっております。

第6条でございますけど、第6条では葬祭費を3万円から5万円に引き上げて支給することにします。これは他の保険も調べてみてもすべてがこういうふうなことになっておりますので、そうさせていただきます。また、他の保険でこれに相当する給付を受ける場合は行わないことにしております。

第7条では、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業を加え、改正前の4号から7号までを削除し、第8号を第4号とします。これは国民健康保険の保健事業として国民健康保険法で義務づけられた特定健康診査をすることを規定しております。

第9条では、第7条第1項及び第2項に定める保健事業の利用料については町長が別に定めるに改めます。

この条例の改正により、平成20年度から開始されます特定健診の利用者負担を500円徴収させていただく予定であります。この500円を決めた根拠といいますのは、以前の集団健診の費用が5,250円ございましたので、この1割として非課税の人も課税の人も1割の負担をしていただくと、徴収させていただくということで予定しております。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第8号小豆島町後期高齢者医療に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第8号小豆島町後期高齢者医療に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を被保険者とした後期高齢者医療制度が始まります。この制度は都道府県ごとに広域連合を組織し制度運営に当たることとなっております。既に、平成18年12月議会で議決を経て平成19年1月15日より設置しているところでございます。この制度運営に当たり本町が行う事務などにつきまして、条例で定めようとするものであります。詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第8号小豆島町後期高齢者医療に関する条例につい

てご説明申し上げます。

議案の30ページを開いていただきたいと思います。

この条例は、国の医療制度改革によりまして平成20年4月から75歳以上の高齢者を被保険者とした後期高齢者医療制度がスタートすることに伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき香川県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者の医療に関する事務のうち、町が行う事務として事務と保険料の徴収をする被保険者、普通徴収に係る保険料の納期等について定めようとするものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、小豆島町後期高齢者医療に関する条例を簡単に説明させていただきたいと思っております。

第1条は、町が行う後期高齢者医療の事務について、香川県後期高齢者医療広域連合に関する条例に基づくほか、この条例の定めるところによることとしておる定義でございます。

第2条は、法律の施行令及び施行規則に定める事務のほか、町が行う事務について規定しております。第1号は、葬祭費の申請受け付け、2号、3号、4号、5号、6号は保険料の額に係る通知書の引き渡し、徴収猶予、減免の関係でございます。第7号は保険料に関する申告の受け付け等について行う事務を規定しております。

第3条では、町が保険料を徴収すべき被保険者について第1号から第4号まで規定しております。

第4条第1項は、普通徴収に係る納期を7月1日の第1期から翌年2月1日までの第8期までとすることを規定しております。第2項は納期を変更する場合の規定でございます。第3項は保険料の納期ごとの100円未満の端数が出た場合には、最初の納期に上乗せする規定でございます。

第5条は、督促手数料の規定でございます。

第6条は、延滞金の規定でございます。

第7条は、罰則規定でございます。

第8条は、委任の各規定を定めたものでございます。

附則につきましては、平成20年4月1日からとし、附則の2、3では被扶養者であった被保険者について半年間は保険料を凍結し、残り半年間は均等割の9割が軽減されますので、20分の1の保険料を払うことを規定して保険料の納期を10月1日からとする規定でございます。また、第4では延滞金の割合について当分の間は特例基準割合とする規定でござ

ざいます。以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

税制改正の影響により、介護保険の保険料が大幅に上昇する者について平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置を継続するため、本条例を改正しようとするものであります。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の33ページをお願いいたします。

この条例の一部改正は、国の税制改正の影響により介護保険の保険料が上昇する者について、平成18年度、平成19年度に講じてきた保険料の激変緩和措置を平成20年度においても講ずることができるよう規定を整備し、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に係る政令の一部を改正する政令が平成20年4月1日から施行されるに伴い、保険料の激変緩和措置を継続するために条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

附則の第2条第1項でございますけど、第1項の1号は税制改正によりまして第1段階から第4段階になる人については年額として2万9,880円に減額するというところでございます。第2号は、税制改正により所得段階の第2段階から第4段階になる人についても2万9,880円の年額保険料となる規定でございます。第3号は、税制改正により、第3段階から第4段階になる人は年額で3万2,760円とする規定でございます。第4号は、税制改正により所得段階の第1段階から第5段階になる人、この人については年額3万6千円とする規定でございます。第5号は、税制改正によりまして所得段階第2段階から第5段階になる人についても年額の3万6千円とする規定でございます。第6号は、税制改正により所得段階の第3段階から第5段階になる人、この人については年額3万8,800円にする規定でございます。第7号は、税制改正により第4段階から第5段階になる人、この人については年額として4万1,760円とする規定であります。以上、簡単でございますが説明

を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第10号小豆島町中小企業融資条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第10号小豆島町中小企業融資条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

町内における中小企業者の経営の安定及びその育成振興を図ることを目的とした中小企業融資により、利用しやすい制度とするため使用料及び手数料を納めていなければ申し込みができないという要件を削除するため、本条例を改正しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 議案第10号小豆島町中小企業融資条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案の37ページをごらんください。

昨年3月議会におきまして、融資審査会の廃止や特別な場合を除き、連帯保証人を不要とするなど小豆島町中小企業融資条例における手続の簡素化や融資要件の緩和を目的とする条例改正をさせていただきました。その結果、これまで数年間で1件程度の利用状況でしたが、改正後におきましては年度途中ではございますが、既に4件の貸付実行に至っております。しかしながら、先ほど町長申し上げましたが原油高を初めとする諸物価の高騰など町内商工業者を取り巻く経営環境が厳しさを増している中、より利用しやすい制度とすべく昨年に引き続き条例改正案を提案させていただくものでございます。

新旧対照表で改正内容についてご説明申し上げますので、議案の38ページをお開きください。

右側の現行条文の第7条に記載しておりますとおり町税に加え町の条例に定める使用料及び手数料の納期到来分の完納という融資対象要件がございましたが、今回融資対象要件のうち第7条第1項及び第2項中「並びに町の条例に定める使用料及び手数料」を条文から削除し融資対象要件を緩和しようとするものでございます。また、融資対象要件とあわせて連帯保証人につきましても別表連帯保証人の項中「及び使用料・手数料」を同様に削除しようとするものでございます。

なお、本条例の施行期日は平成20年4月1日としております。以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第11号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第11号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆地区広域行政事務組合で共同処理する事務に居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所に関する事務を新たに加えるため規約改正の必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 39ページをお開き願います。

議案第11号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更についてご説明申し上げます。

これにつきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、土庄町と協議の上、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、小豆地区広域行政事務組合同規約の一部を変更することについて地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

小豆地区広域行政事務組合同規約の一部変更でございますが、組合同規約第3条第2号中「及び老人デイサービスセンター」を「老人デイサービスセンター、居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所」に改めることにより、老人ホームの中に居宅介護支援事業所と訪問介護事業所を設け、養護老人ホームの入所者に対し介護サービスを提供していこうとするものでございます。この規約の施行は、平成20年4月1日としております。

下記に根拠法令の抜粋をしておりますので、参考にしてください。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第17、議案第12号土庄町小豆島町環境衛生組合の財産処分について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第12号土庄町小豆島町環境衛生組合の財産処分について提案理由のご説明を申し上げます。

土庄町小豆島町環境衛生組合が所有するし尿処理場で既に利用されていない柚ヶ浜浄苑について地方自治法第289条の規定により、両町協議の上、財産処分するものであり地方

自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 議案第12号土庄町小豆島町環境衛生組合の財産処分についてご説明を申し上げます。

土庄町小豆島町環境衛生組合は昭和43年10月に土庄町と旧池田町の2町でし尿を共同処理するために一部事務組合として設立いたしております。この組合の処理施設袖ヶ浜浄苑で翌年の昭和44年から両町が収集し、持ち込んだし尿の処理事業を行ってまいりました。この袖ヶ浜浄苑も昭和52年に老朽化及び処理能力の改善に伴い全面改築をいたしております。以来、平成2年までの14年間土庄町、旧池田町のし尿処理事業を行ってまいりました。平成3年からは場所を土庄町小海地区に移転建築し、御影浄苑として現在に至っております。

その後、使用されなくなった施設袖ヶ浜浄苑でございますが、平成6年に地元と協議の結果、半地下構造処理施設の一部を取り壊して跡地にゲートボール場を設置し使用いたしております。

今回ご提案の処分する財産でございますが、非木造の建物及び動産の門柱、門扉でございます。建物は鉄筋コンクリート2階建てでございます。建築面積は1階が421.71平方メートル、2階が409.63平方メートル、合計で831.34平方メートルでございます。現在は1階部分の旧事務所をゲートボール大会時に事務局として、また汚泥焼却施設、汚泥脱水処理施設を取り除いた空き室をイベント用資材の保管場所として使用いたしております。建物は築後三十数年が経過しており、土庄町小豆島町環境衛生組合の財産としても現在に至っては利用する用途もございませんし、維持管理に費用が生ずることや今後施設を撤去する場合においても相当額の撤去費用が必要となってまいります。そのようなことから、このたび土庄町から財産処分についての申し出があったために同意することに至ったものでございます。なお、ご参考までに土地につきましては、土庄町の所有地でございます。

以上の財産を土庄町に譲与するもので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。まことに簡単でございますが、土庄町小豆島町環境衛生組合の財産処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩をします。午後は1時再開。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第13号平成20年度小豆島町一般会計予算について、日程第19、議案第14号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第20、議案第15号平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、日程第21、議案第16号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について、日程第22、議案第17号平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第23、議案第18号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第19号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、日程第25、議案第20号平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、日程第26、議案第21号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について、日程第27、議案第22号平成20年度小豆島町水道事業会計予算について、日程第28、議案第23号平成20年度小豆島町病院事業会計予算について、日程第29、議案第24号平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算については、相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第13号平成20年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案の方は別冊の平成20年度一般会計・特別会計当初予算書及び説明書の最初の部分及び各企業会計予算書の最初の部分です。新年度一般会計予算につきましては、その大綱を先ほどの所信要旨の中で述べましたが、歳入歳出77億5,500万円の予算規模となっております。投資的事業関係では、内海中学校改築事業、内海ダム公園整備事業、防災行政無線デジタル化事業、植松都市下水道整備事業などを実施し、投資総額は13億4,300万円程度を予定しております。

予算の内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。なお、一般会計予算の後の特別会計など11の会計予算につきましても議案第14号から議案第24号までご提案申し上げますが、国民健康保険事業特別会計では19億3,502万8千円、診療所事業特別会計4,074万6千円、老人保健法事業特別会計2億9,077万8千円、後期高齢者医療事業特別会計3億1,499万8千円、介護保険事業特別会計13億2,151万8千円、介護サービス事業特別会計7,817万5千円、介護予防支援事業特別会計928万6千円、簡易水道事業特別会計6,004万6千円、水道事業会計が収益的収支で収入が5億3,394万3千円、支出の方が4億3,825万8千円、病院事業会計では収益的収支で収入が29億3,196万8千円、支出が31億847万9千円、老人介護保険事業特別会計につきま

しては収益的収支で収入が3億50万6千円、支出の方が3億771万4千円となっております。一般会計も含めた合計額では歳出が156億6,002万6千円でございます。特別会計の予算につきましてもそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第18、議案第13号平成20年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第13号平成20年度小豆島町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度本予算につきましては、例年の3月議会と同様に各常任委員会において詳しくご審議がなされると思いますので、ここでは予算の重立ったものについて説明させていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条ですが歳入歳出予算総額をそれぞれ77億5,500万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為の規定で、債務負担行為の事項、期間、限度額を6ページの第2表債務負担行為のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の規定でありまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をこれも同じく6ページの第3表地方債のように定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用の規定で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

2ページから5ページまでが、第1表歳入歳出予算でございまして、款項別の予算額となっております。重立ったものをご説明申し上げます。

予算書につけてお配りしております資料とあわせてごらんください。

まず、資料の1ページの方をお開き願いたいと思います。平成20年度一般会計及び特別会計予算額表を見ていただきます。

一般会計歳入歳出予算総額は77億5,500万円、国保会計など8つの特別会計、合計で40億5,057万5千円、水道事業会計など3つの事業会計の収益的収支の支出額が38億5,445万1千円となっており、トータルで156億6,002万6千円となっております。前年度と比べまして合計の欄ですが24億4,104万3千円の減となっております。この要因の主な

ものは、平成20年度より老人保健事業が後期高齢者医療制度に変わり、老人保健事業の計上が月おくれ分の医療費のみの計上となったためでございます。

予算書は2ページ、3ページ、それから資料は2ページをお開き願います。

歳入の内容でございます。1款町税でございます。16億7,790万7千円となっております。前年度と比べますと922万5千円の減となっております。減の要因でございますが、1項の町民税で法人分が減になったこと、それから4項町たばこ税で売り上げ本数見込みの減による減、これが主なものでございます。

2款地方譲与税8,300万円から8款の自動車取得税交付金3,600万円まで、これにつきましては実績見込み額により計上いたしております。

9款地方特例交付金979万8千円でございます。前年度と比較いたしまして424万5千円の減となっております。減の要因ですが、2項特別交付金で19年度の実績額を計上したことによる、これが減の主な要因でございます。

10款地方交付税30億8,900万円でございます。前年度と比べまして2億3,900万円の増となっております。これにつきましては、国の地財計画では出口ベースで1.3%の増となっておりますが、中期財政計画との同額を計上いたしております。

11款交通安全対策特別交付金260万円でございますが、前年度と同額を計上しております。

12款分担金及び負担金9,872万6千円でございますが、前年度と比較しますと529万2千円の減となっております。これは、2項の負担金で保育所入所負担金の減によるものが主な要因でございます。

13款使用料及び手数料1億8,702万8千円ですが、前年度と比べまして561万4千円の減となっております。これは2項手数料のし尿処理手数料の減、これによるものでございます。

14款国庫支出金3億7,808万8千円、前年度と比較いたしまして1億2,581万2千円の減となっております。これは、2項国庫補助金で内海中学校の校舎建設事業が完了し交付金が減になった、これが主な要因でございます。

次に、15款県支出金4億1,796万5千円、前年度比8,123万6千円の減となっております。これは、2項県補助金で市町合併支援特別交付金1億円、これが17から19までの交付、毎年1億円ですが、これが19年度で完了したということが主な要因でございます。

16款財産収入3,007万6千円、前年度比531万9千円の増となっております。これは、1項財産運用収入で各種基金利子の増、これが要因でございます。

それから、17款寄附金91万円、前年度比130万1千円の減となっております。これは、昨年において池田内科クリニックのレントゲン修繕に伴う寄付金があった、それが事業完了によりなくなったことが要因でございます。

18款繰入金4億5,084万7千円、前年度と比べまして4,913万4千円の減となっております。これは、各種基金の繰り入れの減によるものでございます。

19款繰越金3千万円、前年度比2千万円の減となっております。これは、改良住宅等改善事業国庫補助金が18年度で増額措置され、その額が19年度補助額から減額されるため相当額を19年度予算の繰越金に上乗せ計上していたものが、今年度はなくなったためでございます。

20款諸収入2億602万6千円、前年度比341万1千円の増となっております。これは、2項町預金利子の増、3項貸付金元利収入の増によるものでございます。

21款町債8億4,400万円でございます。前年度比8,460万円の減となっております。これは、内海中学校建設事業債の減によるものが主な要因でございます。

以上、歳入合計77億5,500万円、前年度比1億3千万円の減となっております。

次に、予算書は4ページ、5ページ。それから、資料の方は3ページをお開き願います。

歳出でございます。1款議会費1億715万3千円、これにつきましては議員報酬等人件費が主なものでございます。前年度とほぼ同額を計上しております。

2款総務費は10億5,239万4千円、前年度と比べまして1億2,458万2千円の増となっております。これは、1項総務管理費で防災行政無線デジタル化事業に本年度から本格的に取り組むための増、これが主な要因となっております。

3款民生費14億9,923万1千円、前年度と比べまして7,619万8千円の増となっております。増の要因ですが、1項社会福祉費で後期高齢者医療制度の発足に伴う療養給付費負担金の増、また後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増によるものが主な要因でございます。

4款衛生費10億3,942万5千円、前年度比2,888万8千円の減となっております。減の要因ですが1項保健衛生費で人件費の減、それから2項清掃費で小豆地区広域行政事務組合負担金の減、これが主な要因でございます。

5款労働費4,623万7千円、前年度と比べまして238万2千円の減。減の要因ですが勤労青少年ホームの屋根改修工事が19年度に完了したことによるものでございます。

6款農林水産業費2億7,151万1千円、前年度と比べまして3,884万4千円の減となって

おります。減の要因でございますが、1項農業費で人件費の減、それから中山間地域総合整備事業における用地購入費の減、それから園芸香川産地構造改革総合対策事業費の減によるものでございます。

7款商工費は2億2,416万2千円で前年度比3,318万8千円の増となっております。これは、オリーブ課新設に伴う人件費の増、それからオリーブ栽培100周年記念事業負担金の増、それから全国ハーブサミット実行委員会補助金の増等によるものでございます。

8款土木費6億7,412万5千円、前年度と比べまして1億8,075万1千円の増となっております。増の要因ですが、6項の都市計画費で本年度から本格的に実施する植松都市下水路整備事業費の計上、それから内海ダム下の環境スペース整備事業費の計上によるものが主な要因でございます。

9款消防費3億7,965万1千円、前年度と比べまして2,072万円の減となっております。これは主に小豆地区広域行政事務組合負担金の減によるものでございます。

10款教育費13億5,087万4千円、前年度比4億7,192万8千円の減となっております。減の要因は18年度から着工していた内海中学校校舎建設事業、これが完了したことによるものでございます。

12款公債費11億251万7千円、前年度と比べまして1,800万9千円の増となっております。増の要因ですが昨年の12月議会においてご説明し、補正をいただいた公的資金の保証金なし繰上償還、この制度に基づきまして本年度も繰上償還を行うものでございます。この制度につきましては、平成19年度の地方財政対策の柱の一つとして打ち出されたもので、平成19年度から21年度までの臨時的特例措置として3年間で全国規模ですが5兆円の規模、これで公的資金の保証金なしの繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減しようとするものでございます。小豆島町は本年度は21件で1億21万4千円を償還したいと思っております。

14款予備費は、例年どおり500万円を計上いたしております。

以上、歳出合計77億5,500万円、前年度と比べまして1億3千万円の減となっております。

最後に、資料の15、16ページをお開き願います。普通建設事業を掲げております。16ページの方で合計で13億4,028万5千円、前年度と比べまして1億6,180万円の減となっております。以上、簡単ですが平成20年度一般会計予算の概要について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第19、議案第14号平成20年度小豆島町国民健康保険事業

特別会計予算の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第14号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の7ページを開いていただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,502万8千円と定めるものがございます。第2項としまして歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

第2条は、一時借入金の借入額の最高を1億円と定めております。

第3条は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるのは、1号に保険給付の各項に計上した予算に過不足が生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の款の間の流用をすることができる規定でございます。

それでは、予算書の8ページ、9ページを開いてください。

第1表歳入歳出予算の歳入でございますが、款1国民健康保険税3億9,013万1千円、これは前年度対比7,818万1千円の減額でございます。その理由としましては、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度に国保から約3千人の被保険者が移行することに伴ってのことでございます。

款2使用料及び手数料8千円、これは督促手数料で前年度と同額を計上させていただいております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金2億9,967万8千円を計上しております。前年度対比9,218万7千円の減額でございます。平成20年度から始まります特定健康診査の負担金230万5千円の増がありますが、療養給付費が後期高齢者医療制度の開始によりまして減額となっておりますので、減額しております。

項2国庫補助金2億1,614万4千円を計上、前年度対比2,704万9千円の増額であります。これは調整交付金の増額によるものでございます。

款4県支出金、項1県負担金は819万4千円を計上しております。前年度対比240万6千円の増額でございます。

項2県補助金8,113万9千円を計上しております。前年度対比1,434万9千円の増額でございます。

款5療養給付費交付金1億7,229万6千円を計上しております。前年度対比3億8,573万1千円の大幅な減額となっております。これは、退職者の医療費が財源となる交付金であります。退職者の規定が65歳未満ということになったため被保険者の減となったために

大幅な減額としております。

款6 前期高齢者交付金 3億7,762万5千円、これは65歳以上の退職者が国保に多く加入し、保険者間の不均衡が生じていることから、平成20年度から創設された制度でありまして、65歳から74歳までの被保険者に対する交付金11カ月分であります。

款7 共同事業交付金 2億2,832万3千円、一般被保険者に係る高額医療費で前年度対比177万7千円の減となっております。これは、1件当たり30万円以上の高額医療費になった場合には個人負担額の8万円を控除した額の残りの59%に交付されるものでございます。

款8 財産収入288万円、これは基金の利子でございまして、前年度より152万6千円の増額となっております。

款9 繰入金 1億5,774万7千円、前年より1,113万9,200円の減となっております。

項1 で他会計からの繰入金が1億572万4千円、これは保険基盤安定繰入金でございまして、前年より2,634万7千円の減となっております。

項2 基金繰入金、これは5,200万5千円を計上させていただいております。前年より8,504万5千円の減額を見込んでおります。

款10 繰越金、前年度と同様の2千円を見込んでおります。

款11 諸収入78万9千円、これは高額療養費の貸付金、出産費の貸付金の戻入金でございまして、前年度と同額を計上させていただいております。

以上、歳入合計19億3,502万8千円、前年度対比で2億4,641万3千円の減額予算としております。

次に、歳出でございます。

歳出は総務費1,024万9千円、これは国保事業の管理的な経費と国保税の賦課徴収の経費、それと運営協議会の経費でございまして、前年より269万2千円の減を見込んでおります。その理由としましては、電算共同処理委託料と国保連合会の負担金の減によるものでございます。

款2 保険給付費12億9,036万1千円を見込んでおります。前年より1億4,064万5千円の減となっております。これは後期高齢者医療制度に被保険者が移行し、被保険者数が減となったために療養給付費が減額となる見込みを立てております。

款3 後期高齢者支援金 1億6,545万6千円、平成20年度よりスタートします後期高齢者医療制度に保険者から支援するための支出でございまして。

款4 前期高齢者納付金、これは新規でございまして19万円を計上しております。これは

前期高齢者交付金の交付対象となっている被保険者に1人当たり26円の負担調整額と事務費13.7円を支払交付金に支払うものでございます。

款5老人保健拠出金3,383万4千円、老人保健事業は平成20年度に1カ月間だけずれ込むために1カ月分を計上しており、前年度対比3億1,316万2千円の大幅な減としております。

款6介護納付金9,200万5千円、国保保険者が支払基金に納める介護納付金で前年度と同額を見込んでおります。

款7共同事業拠出金2億4,010万4千円、高額医療の共同事業に対する拠出金で前年度より1千万1千円の増額としております。

款8保健事業費5,756万2千円、平成20年度から40歳以上の被保険者を対象とした特定健診及び特定保健指導が始まるために組んどの費用でございまして、その大半は人件費でございまして、3,777万5千円の増額を見込んでおります。

款9基金積立金288万円、基金の利子で全額を基金に積み立てることにしております。

款10公債費は前年度と同額の4千円を見込んでおります。

款11諸支出金1,198万7千円、これは直診の診療施設ですけど、その赤字補てんのために国保から繰り出す費用でございまして、前年度より110万8千円の増額を見込んでおります。直診診療施設というのが小豆島町には2つございまして、その2つ合計した額となっております。

款12予備費、前年度と同額の3千万円を計上させていただいております。

以上、歳出合計19億3,502万8千円でございます。

これで説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第20、議案第15号平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第15号平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算のについてご説明を申し上げます。

予算書の11ページを開いていただきたいと思います。

第1条は歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算をそれぞれ4,074万6千円と定めております。4,074万6千円でございます。

それでは、予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の歳入でございますけど、款1としまして診療収入3,420万9千円を見込んでおります。前年度に比較して247万2千円の減額を見込んでおります。その理由とし

ましては、福田診療所の医療圏内の当浜、福田、吉田地区の人口が著しく減少しているのに伴いまして、それとあわせて自家用車で30分ぐらいで内海病院、牟礼病院に通院ができるので、診療収入も毎年減少しております。ここで見込んでおりますのは年間2,300件ぐらいの診療を見込んでおります。

款2 使用料及び手数料2万円、これは健康診断等の文書作成手数料でございまして、前年度と同額を計上させていただいております。

款3 繰入金631万6千円を計上しております。国保直診診療所の繰入金と一般会計よりの繰入金でございまして、前年度対比4万9千円の増額でございます。

款4 繰越金千円、これは名目計上でございます。

款5 諸収入20万円は薬品の容器代等でございます。

以上、歳入合計4,074万6千円、前年度対比で242万3千円の減額でございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費2,087万2千円を計上させていただいております。ここは嘱託の医師1名分と嘱託の看護師1名分、臨時職員1名の人件費と、それと施設の維持管理に必要な費用でございまして、前年度より1万円の減額でございます。

款2 医療費1,977万4千円、これは医薬材料費、検査委託料等でございます。診療件数の減に合わせて前年より215万4千円の減額を見込んでおります。

款3 予備費として10万円を計上させていただいております。

以上、歳出合計4,074万6千円でございます。これで説明を終わります。どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第21、議案第16号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計予算の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第16号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の14ページを開いてください。

第1条は歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,077万8千円と定めるものがございます。

第1条の第2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものの規定でございます。

この予算は歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億9,077万8千円と定めようとするものがございます。平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートします。老人保健事業は

20年度で廃止されますが、支払い業務が1カ月分残るようになりますので、平成20年度の当初予算では1カ月分を計上させていただいております。

それでは、予算書の15ページ、16ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算の歳入でございますが、款1支払基金交付金は1億4,563万9千円、1カ月分をここで計上させていただいております。

款2国庫支出金、国庫負担金分の9,655万9千円を計上させていただいております。

款3県支出金、県負担金分の2,413万9千円を計上させていただいております。

款4繰入金、これは町負担金分と事業管理費の合計額として2,443万6千円を計上させていただいております。

款5繰越金1千円でございます。

款6諸収入4千円、これは延滞金、加算金、雑入、各項目ごとに千円ずつ計上させていただいております。

以上、歳入合計2億9,077万8千円でございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費27万4千円、これは事業の管理費でございます。

款2医療諸費2億9,049万9千円は医療給付費、医療支給費、審査支払手数料の1カ月分を計上させていただいております。

款3諸支出金、償還金還付金として5千円を計上させていただいております。

以上、歳出合計2億9,077万8千円でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第22、議案第17号平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第17号平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の17ページを開いていただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,499万8千円と定めようとするものでございます。

第1条の2項として歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表による。第1表歳入歳出予算による規定でございます。

この予算は、国の医療制度の改革によりまして老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため75歳以上の高齢者を対象

に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて今まで加入していた医療保険から独立した制度として平成20年4月から創設されるものでございます。制度の運営は、香川県後期高齢者医療広域連合が保険者となって行います。後期高齢者の医療に係る費用は被保険者の自己負担分を除いて公費で5割、現役世代からの支援金が4割、残り1割を後期高齢者の保険料で賄われるものでございます。

それでは、予算書の18ページ、19ページを開いていただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算の歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、これは被保険者3,500人余りに課せられます所得割8.98%、均等割4万7,700円で試算したもので、合計として2億3,826万2千円を計上させていただいております。

款2使用料及び手数料、これは督促手数料として4万8千円を計上させていただいております。

款3繰入金、これは一般会計繰入金として事務費1,543万4千円、保険基盤安定化繰入金として6,125万円、合計7,668万4千円を計上いたしております。

款4諸収入、これはそれぞれ延滞金、加算金、加療、雑入など千円ずつ計上しておりますので、合計4千円を計上させていただいております。

以上、歳入合計は3億1,499万8千円でございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費は事業の管理費35万2千円、保険料の徴収に必要な経費として343万7千円、合計378万9千円を計上させていただいております。

款2後期高齢者医療連合納付金保険料分2億3,826万2千円と軽減分6,125万円、それと広域連合の事務費として負担分が1,164万5千円あります、その合計額3億1,115万7千円を計上いたしております。

諸収入は、保険料還付金、還付加算金の名目で2千円を計上させていただいております。

款4予備費、これは予備費として5万円の計上をさせていただいております。

以上で歳出合計3億1,499万8千円でございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第23、議案第18号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第18号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の20ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,151万8千円と定めようとするものでございます。

第1条の2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算である規定でございます。

第2条は、保険給付の各項目に計上した予算額に過不足が生じた場合に、同一款内で予算の流用をすることができる規定でございます。

それでは、予算書の21ページ、22ページを開いていただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算の歳入でございますが、保険料2億438万8千円、これは第1号被保険者に係る保険料でございますが、19年度と同様に被保険者数を見込んでおりますが、住民税課税者の増額によりまして前年度対比1,008万8千円の増額を見込んでおります。また、18年度の年金課税の見直しなど税制改正に伴う急激な変化を緩和する措置として平成20年度も同様に継続することとなっております。

款2 使用料及び手数料、督促手数料として4万1千円、前年度と同額を計上させていただいております。

款3 国庫支出金3億1,521万1千円、これは保険給付に対する負担金と地域支援事業に対する補助金につきまして保険給付、介護予防事業分等伸びを見込んでおりますので、1,647万9千円の増額を見込んでおります。

次に、支払基金交付金3億9,241万1千円、保険給付と介護予防事業費の31%をここで計上しております。国庫と同様に1,787万7千円の増額を見込んでおります。

款5 県支出金2億360万9千円、県負担金、県補助金も国庫負担金と同様に計上しておりまして、871万1千円の増額を見込んでおります。

財産収入46万2千円、これは基金利子でございますが、利息のアップによりまして前年より20万3千円の増額を見込んでおります。

款7 繰入金2億496万2千円、保険給付、地域支援事業費などの増額で町負担分につきましても前年度より1,150万1千円の増額としております。

繰越金1千円、これは前年度と同様に計上させていただいております。

款9 諸収入43万3千円、これは任意事業の配食サービス事業の賄い材料費の負担金でございますが、前年度より配食数の減によるもので減額で計上させていただいております。

以上、歳入総額は13億2,151万8千円、前年度対比で6,468万5千円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費3,332万7千円、これは事業管理費、保険料の徴収費、広域で行っております介護認定調査費、認定審査会の費用、それと第4期介護保険事業計画の策定費用などを見込んでおまして、前年度より333万5千円の増額を見込んでおります。

款2 保険給付費12億5,010万円は、保険給付が増額とするということで、内容としましては西村地区にデイサービスセンターが2カ所、それと内海病院で通所リハ等が開始されております。その費用として5千万円の増額を見込んでおります。

款3 地域支援事業費3,744万円、これは介護予防のために生活機能評価というのが健康診査と同時に行われます。従来の老人保健法による基本健診から介護保険の方へ変わってくるということでございます。そういうなんですのと地域包括支援センターが中心となって介護予防の推進、高齢者の一層の支援を図るために1,130万円の増額を見込んでおります。

款4 諸支出金15万1千円、第1号被保険者の保険料の還付金15万円と償還金1千円を計上したものでございまして、前年度より4万円を増額させていただいております。

予備費として前年度と同様に50万円を計上させていただいております。

以上、歳出合計13億2,151万8千円としております。

これで説明を終わりたいと思います。どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第24、議案第19号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 議案第19号をご説明します。

23ページをお開きください。議案第19号平成20年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ7,817万5千円と定める。

24ページをお開きください。介護サービス事業特別会計は居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業の3つの事業を実施しております。

1、歳入。1款サービス収入6,304万8千円、1項介護給付費収入4,792万7千円、要介護認定者へのサービス収入でございます。内訳はケアマネジャーによる月115人分の居宅介護サービス計画費収入、ホームヘルパーによる月56人分の居宅訪問介護サービス費収入及び月17人分の訪問看護費収入でございます。前年度に比べ139万8千円の減でございます。減の理由は平成18年度の介護保険制度の改正により介護支援から介護予防に重点を置く制度改正によりまして、介護認定の利用者が減となったためでございます。

2項予防給付費収入1,063万7千円、要支援認定者へのサービス収入でございます。内

訳はケアマネジャーによる48人分の居宅支援サービス計画費収入、内海池田ヘルパーによる556人分の要支援者へのサービス収入、訪問看護事業による30人分の介護予防サービス収入でございます。前年度に比べ433万6千円の増となっております。増の要因は要支援の利用者の増によるものでございます。

3項自己負担金収入448万4千円、訪問介護及び訪問看護サービスを受けている利用者からの介護サービス費の1割負担分の収入で前年度に比べ17万7千円の減でございます。

減の理由でございますが、障害者居宅介護事業の自己負担金を7款1項収益事業収入に科目更正したことによるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料77万6千円、介護サービス申請に対する認定調査の手数料でございます。

3款給付金、1項給付金4千円、4つの事業所に各千円を置いております。

4款財産収入、1項財産運用収入13万4千円、財政調整基金の運用利子でございます。

5款繰入金108万7千円、1項他会計繰入金16万5千円、一般会計からの繰入金で生活管理指導員派遣事業等の利用者に対するサービス費でございます。前年度と比べ513万4千円の減です。減の理由でございますが、障害者居宅介護事業が国保連合会からの給付となったために7款1項の収益事業収入に科目更正したための減でございます。

2項基金繰入金92万2千円、20年度の予算の歳出に対する不足額を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

6款繰越金、1項繰越金千円。

7款諸収入1,312万5千円、1項収益事業収入1,312万1千円、訪問看護事業の医療保険を利用した場合の訪問看護療養費収入と個人負担金及び障害者居宅介護事業収入と個人負担金でございます。訪問看護の医療保険の利用者85名分、障害者居宅介護事業の利用者96人分を見ております。前年と比べて504万3千円の増です。増の理由は障害者居宅介護事業を一般会計繰入金から科目更正したことによる増でございます。

2項雑入4千円、ニチイ学館等からのヘルパー研修、訪問看護実習の受け入れに対する収入でございます。

以上、歳入が7,817万5千円となっております。

次に、歳出をご説明します。

1款サービス事業費、1項居宅介護支援事業費1,603万1千円、ケアマネジャー部門の費用で職員3名の人件費及び諸経費でございます。

2項訪問介護サービス事業費4,071万4千円、ホームヘルパー部門の内海と池田の事業

所で嘱託ヘルパー12名、登録ヘルパー5名分の人件費及び諸経費でございます。

3項訪問看護サービス事業費2,129万6千円、訪問看護部門の費用で看護師2名、准看護師1名分の人件費及び諸経費でございます。

2款基金積立金、1項基金積立金13万4千円、基金利子の積立金でございます。

歳出合計は7,817万5千円となっております。前年度と比較しまして金額で369万5千円の増、率にして5%の増となっております。増の要因でございますが、技能職員の給与及び嘱託職員の賃金の増によるものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第25、議案第20号平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第20号平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の26ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ928万6千円と定めようとするものでございます。

第1条の2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものの規定でございます。

それでは、予算書の27ページ、28ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の総額で予算の歳入でございますが、款1サービス収入732万円、これは要支援者に対する介護予防サービス計画の作成に係る介護報酬でございます。平成19年度は要支援者の65%の利用を見込んでおりましたが、実績では約5割の方が利用しておりましたので、平成20年度ではこの5割に合わせまして338万円の減額を見込んでおります。

款2給付金1千円、これは前年度と同様に計上させていただいております。

款3繰入金196万3千円、平成19年度では職員2名分を見ておりましたが、20年度ではサービス収入の減によりまして1.5人分とし、その差額を一般会計から繰り入れるものでございます。

款4諸収入千円、雑入の1千円の計上でございます。

以上、歳入総額928万6千円、前年度対比294万6千円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、款1サービス事業費928万6千円、これは介護予防サービス計画に携わる職員1.5名分の人件費と、それと事業の運営に係る経費でございます、

前年度より294万6千円の減額となっております。

以上、歳出合計928万6千円でございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は2時10分。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26、議案第21号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 議案第21号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の29ページをお開きください。簡易水道事業につきましては、町内6地区に分散して施設がありますが、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ6,004万6千円といたしております。内容につきましては、30ページ、31ページの方で説明をいたします。

歳入では、1款の使用料及び手数料といたしまして2,087万5千円を予定しておりますが、町内での簡易水道需要家794軒の水道使用料と開始、検査、修繕等の手数料でございます。

2款の分担金及び負担金では1軒分の加入分担金として1万5千円を計上いたしております。

3款の国庫支出金194万4千円と4款の県支出金77万7千円につきましては、当浜地区において石綿セメント管の布設がえ工事を予定しておりますが、この工事に対する国、県からの補助金でございます。

5款の財産収入千円は簡易水道事業財政調整基金の利子でございます。

6款の繰入金2,972万3千円につきましては、一般会計からの繰入金といたしまして企業債の元利償還金の2分の1、施設改良経費のうち補助金、起債を除いた工事費の2分の1、福祉対策での水道使用料減免相当分、水質検査経費の全項目検査に係る経費、高金利の起債繰上償還財源の2分の1相当分などで1,818万7千円を予定をいたしております。

また、繰上償還の残り2分の1につきましては、借りかえを行わず、水道会計から1,153万6千円を繰り入れする予定でございます。

7 款の繰越金は71万円を、8 款の諸収入は雑入としまして千円を計上いたしております。

また、9 款の町債600万円は石綿セメント管布設がえに伴う起債でございます。

歳出につきましては、31ページに記載をいたしておりますが、1 款の総務費では施設管理職員の給料、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などに充当するために786万5千円を予定をいたしております。

2 款の業務費といたしまして2,236万6千円を予定しておりますが、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料、中山地区、当浜地区での施設改良工事費などがございます。

3 款の公債費2,971万5千円につきましては、福田、吉田、当浜地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金が664万4千円、高金利の起債繰上償還分が2,307万1千円でございます。

4 款の予備費としまして10万円を計上いたしております。

これら歳出合計は、歳入合計と同額の6,004万6千円といたしております。

以上、簡単ですが議案第21号平成20年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第27、議案第22号平成20年度小豆島町水道事業会計予算提案理由の説明を求めます。水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 続きまして、議案第22号平成20年度小豆島町水道事業会計予算につきまして、別冊の予算書の1ページから3ページでご説明をいたします。

まず、1ページでございますけれども、第2条では業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は6,300戸、年間の総給水量は250万3千立方メートルの予定としており、1日平均では6,858立方メートルとなります。また、（4）の主要な建設改良事業といたしまして（E）の浄水設備工事で9,350万円を予定いたしておりますが、中山及び内海浄水場の設備改良工事、内海浄水場の管理棟の耐震化工事、また21年度から予定をしております内海浄水場電気計装設備更新事業の設計業務などがございます。（ロ）の配水設備工事での1億9,854万円につきましては、かんかけ配水池の移転工事費に1億5,356万円を、町内7カ所の老朽管更新工事に2,328万円を、また配水管の新設改良拡張工事に1,620万円を予定をいたしております。（ハ）の内海ダム再開費の5,765万円につきましては、担当職員2名分の給与関係のほかにもダム再開の県営事業に対する水道事業負担金などがございます。

次に、3条の収益的収入及び支出ですが、第1款の水道事業収益として5億3,394万3千円を予定しております。主な収益としまして、第1項の営業収益でございますが町内での上水道需要家約7,040軒の水道使用料、一般会計と小豆広域からの繰入金などで5億2,243万円を計上いたしております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域の修繕工事の受託費、預金利息、水道メーターの修繕差益等で1,151万1千円を予定しております。

一方、支出では、第1款の水道事業費用として4億3,825万8千円を計上しております。

主な費用といたしまして、第1項の営業費用として担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形の固定資産の減価償却費などで3億6,130万4千円を予定をいたしております。

第2項の営業外費用といたしましては、小豆広域の運営負担金、起債償還の負担金、企業債の利息、消費税及び地方消費税などで7,305万4千円を予定をいたしております。

また、第3項では特別損失といたしまして、過年度損益の修正損を360万円、第4項では予備費30万円を計上いたしております。

次に、1ページから2ページになりますけれども、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として1億7,158万7千円を計上しております。内訳としまして、第1項の企業債では内海ダム再開事業での水道事業負担金の財源の一部として200万円を予定しております。

第2項では、ダム建設事業に対する一般会計からの出資金といたしまして1,200万円を、第3項の補助金はダムの水道水源開発に対する国、県からの補助金と内海浄水場の耐震化に対する国からの補助金で3,799万9千円でございます。

第4項の負担金は、内海ダム再開事業関連で、ダム下にありますかんかけ配水池の移転工事に対する香川県からの補償金などで1億1,046万6千円でございます。

第5項では、新規需要家の加入分担金として200万円を、第6項では長期貸付返還金として小豆広域分と簡易水道事業債の借りかえ貸付金からの返還金として712万2千円を計上いたしております。

一方、支出では、第1款の資本的支出として4億2,441万8千円を予定しております。主な内容としましては、第1項の建設改良費に3億5,560万1千円を計上しておりますが、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

す。

第2項の投資につきましては、地方公共団体の資金調達を補完するため地方公営企業等金融機構が創設されますので、水道事業分の出資金として28万円を、また簡易水道事業での起債繰上償還金の財源として2分の1の1,153万6千円を水道事業会計から貸し付けをするものでございます。

第3項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れした企業債の元金分5,600万円でございます。

また、第4項では国庫補助金返還金として千円を、第5項では予備費として100万円を予定をいたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、内部留保資金等で補てんするものといたしております。

第5条の企業債は、内海ダム建設事業に対する負担金の財源の一部として起債の限度額、方法、利率、償還の方法を定めたもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費9名分と交際費を計上いたしております。

最後になりますが、第8条では棚卸資産の購入限度額を800万円と定めております。

以上で議案第22号平成20年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第28、議案第23号平成20年度小豆島町病院事業会計予算の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（棟保 博君） 議案第23号平成20年度小豆島町病院事業会計予算についてご説明をいたします。

病院事業会計の予算書の方をお願いをいたします。説明書の1ページでございます。

第2条が業務の予定量です。病床数は196床で変わりありません。一般145床、療養42床、結核5床、感染症4床です。患者数につきましては、入院を1日平均160人、年間5万8,400人。外来は1日平均480人、年間11万6,640人を見込んでおります。

主要な建設改良事業につきましては、施設整備でボイラー設備の更新と医療機器では磁気共鳴画像診断装置、血管撮影装置などの更新と健診システムの導入などに3億2,500万円を予定しております。

第3条が収益的収入及び支出の予定額です。

第1款病院事業収益は29億3,196万8千円で、前年度当初予算に比べて6,067万2千円、率にして2.11%の増加を見込んでおります。

内訳として、第1項医業収益は入院収益、外来収益ともに増収を見込み、前年度に比べて1.66%増の26億9,869万3千円。

第2項医業外収益が前年度に比べ7.6%増の2億3,327万5千円となっております。

次に、支出ですが、第1款病院事業費用は31億847万9千円で、前年度当初予算に比べて1億26万6千円、3.16%の減少を見込んでおります。内訳は、第1項医業費用が前年度当初予算に比べ3.29%減の28億9,673万4千円。

第2項医業外費用は0.76%減の2億774万5千円。

第3項特別損失、第4項予備費は前年度と同額の200万円を計上しております。

以上のことから当年度の収益的収支は1億7,651万1千円の赤字予算となっております。このうち減価償却費は2億5,084万円です。

第4条が資本的収入及び支出の予定額です。2ページをごらんください。

第1款資本的収入は4億6,199万9千円で、これは企業債の元金償還に対する一般会計からの負担金と設備整備費に充てる企業債です。これに対する資本的支出は5億9,006万2千円で、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億2,806万3千円は損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

第5条が企業債で、起債の目的は病院設備整備事業費として施設整備や医療機器の購入に充てるもので限度額は3億500万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条が一時借入金で、限度額を5千万円と定めております。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費16億2,200万8千円と交際費50万円です。

第8条が棚卸資産の購入限度額を3億5,200万円と定めるもので、薬品など医療材料や給食材料の購入限度額です。

第9条が重要な資産の取得で改築時に整備した医療機器やボイラーの更新と健診システムの導入を予定しております。

以上、簡単ですが、病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第29、議案第24号平成20年度小豆島町介護老人保健施設

事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（荘野 守君） 議案第24号平成20年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第1条につきましては総則であります。

第2条につきましては、業務の予定量でございまして利用定員は入所が70人、通所は20人、年間の利用者数は入所2万2,995人、通所3,920人、1日平均では入所63人、定員の90%でございます。通所につきましては16人、定員の80%をそれぞれ予定しております。

次の主要な建設改良費の設備整備費につきましては100万円をございまして、備品購入を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

収入では、第1款施設事業収益が3億50万6千円。その内訳であります第1項施設運営事業収益が2億9,626万9千円、第2項施設運営事業外収益が423万7千円を予定しております。

収入合計では前年度当初予算に比べまして金額で196万9千円の減額、率で0.7%の減となっております。

その下の支出であります、第1款施設事業費用が3億771万4千円。

第1項施設運営事業費用が2億9,501万9千円。

第2項施設運営事業外費用が1,169万5千円。

第3項予備費は100万円を予定しております。

支出合計では、前年度当初予算に比べまして金額で614万円の減額、率で2.0%の減となっております。

第4条につきましては、資本的収入及び支出であります。

2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入、第1項負担金は、一般会計からの負担金でございまして起債償還元金の5分の1の456万1千円の収入を予定しております。収入合計では、前年度当初予算に比べまして金額で103万円の減額、率で18.4%の減となっております。

支出であります、第1款資本的支出、第1項建設改良費は先ほど説明しましたが備品購入費として100万円。

第2項企業債償還元金は2,280万7千円。支出合計で3,380万7千円を予定しております。前年度当初予算に比べまして金額で44万3千円の増額、率にしまして1.9%の増となっております。

おります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,924万6千円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

第5条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので職員の給与費1億7,558万5千円と交際費30万円でございます。

第6条につきましては、棚卸資産の購入限度額を定めるもので、限度額は300万円でございます。以上、簡単であります但説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第30、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。8番井上喜代文議員。

8番（井上喜代文君） 発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の案件を地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。平成20年3月4日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例。小豆島町議会委員会条例。平成18年小豆島町条例第168号の一部を次のように改正する。

次ページの新旧対照表の中、アンダーライン部分です。第2条第2号中「健康増進課」を「保険事業課、介護事業課」に改め、同条第3号中「商工観光課」の次に「オーリーブ課」を加える。附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。

提案理由。小豆島町行政組織条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 本日の定例会当初に山中議員の遅刻届とっておりましたけども、欠席届に変更をいたします。

以上で議案第1号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてまでの提案理由の説明は終わりましたが、これに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は3月5日に行います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は、あす3月5日水曜日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時39分